

平成25年 第4回（定例）高鍋町議会 会議録（第3日）

平成25年12月16日（月曜日）

議事日程（第3号）

平成25年12月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

（一般質問通告一覧表）

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
1	11番 青木 善明	<p>1. 高鍋町の来年度（平成26年度）予算編成方針について</p> <p>高鍋町総合計画基本目標5項目の重点施策の予算編成について伺う。</p> <p>①心豊かなひとづくり予算について。</p> <p>②環境にやさしい快適なまちづくり予算について。</p> <p>③健康福祉のまちづくり予算について。</p> <p>④地域資源を生かした元気なまちづくり予算について。</p> <p>⑤町民が主役のまちづくりと効率的で信頼される行財政運営予算について。</p>	町長 教育長	
2	7番 中村 末子	<p>1. 介護保険法改正に伴うこれからの政策の進め方についての方向性は</p> <p>①改正の主な内容説明について。</p> <p>②今まで利用されていた要支援者対応の考え方。</p> <p>③これからの施設介護の在り方について。</p> <p>④施設関係団体への消防法関係について周知徹底は。</p> <p>⑤入所待機者把握と自宅介護者への配慮についての考え方について。</p> <p>⑥災害時対応について、施設、居宅介護者への配慮事項についてマニュアルは作成されたのか。</p>	町長	

		<p>2. TPPを踏まえてこれからの農業政策の考え方について</p> <p>①TPP交渉について把握していることは。</p> <p>②減反政策について把握していることは。</p> <p>③高鍋の農業についての到達点の把握は。</p> <p>④第6次産業政策についての方向性は。</p> <p>⑤点整備はしてきたが（四季彩のむら、温泉、染ヶ岡ポンプなど）新しい作物開発および少ない面積での経営効果政策などはどうなっているのか。</p> <p>⑥口蹄疫対策についてはどうしているのか。</p> <p>⑦農業委員会での後継者育成及び若者活性化策はあるのか。</p>	町長 農業委員会	
		<p>3. 平成26年度予算編成に伴う考え方について</p> <p>①町長の重要政策の位置づけは考えておられるのか。</p> <p>②教育政策については、どのように考えておられるのか。</p> <p>③議員一般質問及び質疑などで展開してきた事項の反映はどうされるのか。（なお町長部局については、所管担当課ごとの思いや予算編成に伴い要求事項など詳細に、また教育長部局については、教室内部改善など環境整備も）</p>	町長 教育委員長 教育長	
3	2番 徳久 信義	<p>1. 防災について</p> <p>①避難勧告について。</p> <p>②BCP業務継続計画について。</p> <p>③防災文化について。</p>	町長 教育委員長 教育長	
		<p>2. 献血について</p> <p>①町そうぐるみの献血運動の推移は。</p>	町長 教育委員長 教育長	

出席議員（15名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	13番 永友 良和君
14番 時任 伸一君	15番 八代 輝幸君

16番 津曲 牧子君

17番 柏木 忠典君

18番 山本 隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 間 省二君 事務局補佐 鳥取 和弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	森 弘道君	政策推進課長	壺岐 昌敏君
建設管理課長	恵利 弘一君	農業委員会事務局長	長町 信幸君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎守一朗君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	原田 博樹君	上下水道課長	芥田 秀則君
教育総務課長	三嶋 俊宏君	社会教育課長	中里 祐二君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

まず、11番、青木善明議員の発言を許します。

○11番（青木 善明君） 11番。皆様、おはようございます。青木善明です。

毎年感じるのですが、月日のたつのは本当に早いもので、ことしもあと半月を残すだけとなりました。年の暮れには何かと慌ただしい毎日ですが、師走に入り、例年に比べ、不景気の影響でしょうか、年末の活気づいた元気な商店街のにぎやかな年末商戦は、どことなく消費者の財布のひもが固く、淋しい風を肌に感じます。

しんきん通りの银杏並木の葉がことしは一段と茂りがよく、黄色に色づき、秋から冬に深まりを感じる町並みの見なれた光景ではありますが、先日の雨で落ちてしまった姿がこ

の不景気と重なって、これではいかんと心にしみております。

平成もことしで25年、時代は昭和から平成に入り、目まぐるしく変わる社会情勢の中で、私たちの暮らしは安定して豊かになるどころか、全てにおいて降下気味で、さまざまな解決しなければならない問題を抱えています。

地方行政の中においても厳しい政策が待ち構え、一つ一つの大きな課題を真剣に取り組みながら乗り越えていかなければなりません。いよいよ来年4月からは消費税が5%から8%に増税され、国民一人一人の所得がアップされれば、景気に対して並行して生活していくことができるのですが、現在の経済情勢では期待できず、豊かな暮らしを望むこともできません。そんな状況の中で、町政の予算については税金の無駄を省き、細かい配慮や配分が一層必要とされるのではないのでしょうか。

それでは通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

町長は、ことし3月の定例議会において、

「平成17年2月の町長就任以来、「町民が主役のまちづくり」を政治理念として、8年間にわたり町政のかじ取りを担ってまいりました。そして引き続き3期目の重責を担うこととなり、改めて、皆様から寄せられた期待の大きさと責任の重大さを痛感し身の引き締まる思いであります。3期目に当たりましても、「町民が主役のまちづくり」、「効率的で信頼される行財政運営」を基本に、「安全安心なまちづくり」、「資源を生かした元気なまちづくり」、「こころ豊かなまちづくり」、「環境にやさしいまちづくり」を目標に、高鍋町躍進のために、全力で取り組んでいく所存であります。また、いつまでも住み続けたい魅力ある高鍋町として発展していくためには、町民と行政の協働による本町の特性を生かした魅力あるまちづくりへの継続的な取り組みが必要であります。そのため、平成22年3月に策定した高鍋町総合計画において、高鍋町の将来像として、「住民参画による快適で美しいまちたかなべ〜子どもがにぎわうまちづくり〜」を掲げ、若い人のみならず誰もが住みたいと思える元気で活力のあるまちづくりに取り組んでいるところであります」

と施政方針を力強く述べられています。

また、その将来像の実現に向けて、町政全般にわたる5つのまちづくり基本目標を設定しています。1つ、「こころ豊かな人づくり」、2つ、「環境にやさしく快適なまちづくり」、3つ、「健康福祉のまちづくり」、4つ、「地域資源を生かした元気なまちづくり」、5つ「町民が主役のまちづくり」と、効率的で信頼される行財政運営、この5つの基本目標を踏まえ、町長と教育長は高鍋町の来年度平成26年度予算編成について、どのような方針で取り組まれ、どのような重点施策を考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

あとは発言者席にて、お尋ねいたします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。お答えいたします。

高鍋町総合計画では、「住民参画による快適で美しいまちたかなべ～子どもがにぎわうまちづくり～」を町の将来像として描き、その実現に向けて5つの基本目標を定めて、各種施策に取り組んでまいりました。

総合計画では、幅広い分野において目標を定め施策を展開してまいりますが、限られた経営資源、ヒト、モノ、カネの中では、それぞれの基本目標ごとに重点施策を掲げるのではなく、町全体ではどのような課題があるのかを見極め、その課題解決へ向け、効果的、効率的に取り組んでいくことが必要だと考えております。

平成25年度におきましては、「復興」、「防災」、「人にやさしいまち」の3つを重点施策として掲げ、復興では商店街の活性化、口蹄疫からの復興や農業基盤の整備などを、防災では、庁舎や学校施設の耐震化、避難所の整備、情報伝達システムの整備などを、人にやさしいまちでは、障害者や高齢者、子育てへの支援などに取り組んできたところでございます。

しかしながら、いずれの事業も単年度で効果が出るものではなく、これからも継続して取り組みを進めていく必要があるものと考えております。

また、現在策定中の総合計画後期基本計画では、人口減少対策を喫緊の課題として取り組む予定としていることから、平成26年度当初予算では、これに関する施策への反映も必要となるのではないかと考えております。

いずれにしましても、予算の編成はこれから行ってまいりますので、予算額や事業の規模などがどのようなものになるかは断言できませんが、限られた財源の中で安易な基金取り崩しに頼ることのない予算編成を目標に、必要性や緊急性、国・県補助金等、財源の有無等から優先順位をつけるなど、選択と集中の観点から予算編成に当たっていききたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。教育委員会における平成26年度の予算編成方針についてでございます。

心豊かな人づくりを進めるため、「郷土を愛し、自信と誇りを持つ子どもを育む学校教育」、「学校、家庭及び地域住民が互いに支え合う社会教育」を目標に掲げ、事業を展開してまいりたいと考えております。特に学校教育関係では、今年度に引き続き学校施設環境改善交付金を活用した学校施設の耐震化や防災機能の強化等を推進し、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、2年目となるコミュニティスクール活動の充実を図り、学校と保護者、地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく、「地域に開かれた学校づくり」を進めていきたいと考えております。

次に、社会教育関係では、学校支援地域本部事業とコミュニティスクールの連携を深め、さらなる生涯学習の活性化を図ってまいりたいと考えております。

また、新装となった町体育館を含め、体育施設の活用促進、各文化施設の企画・設備の

充実を図り、利用者、来館者の増加に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、現時点では予算編成の段階であり、確定したものではありませんが、学校教育及び社会教育の充実に向け、予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。只今の町長答弁を要約させていただきますと、町全体でどのような課題があるのかを見極め、その問題解決に向け、効果的、効率的に取り組んでいくことが必要だと考えていると。限られた財源の中で安易な基金の取り崩しに頼ることのない予算編成を目標に、必要性や緊急性、国・県補助などの財源の有無などから優先順位をつけるなど、選択と集中の観点から予算編成に当たっていきたいということでございますので、それでは、私が考えております行政の現状と課題について、具体的にお尋ねしていきたいと思っております。

ことしの10月22日付、宮崎日日新聞の「うすでこ」に次のような記事が掲載されておりましたので、紹介させていただきます。

「連載中の『明倫の若草青く』に使うため、高鍋農業高校の全景を撮影したいと思い立ち、高鍋町の高鍋城跡、舞鶴公園を歩き回った。鬱蒼とした木立に遮られ、期待は見事に裏切られた。唯一、物見台からは市街地の一部がのぞけたが、足元の農業高校はほぼ見えない。関係者は、以前の視界はもっとよかったと話しており、歴代の高鍋藩主が見おろしたであろう眺望は全く異なるはず。そのせいか、1週間前は高鍋城灯籠まつりであればほどにぎわった城跡だが、週末にもかかわらず人影はなかった。公園の環境改善にも先立つものが必要ではあるが、観光資源としての活用や先人を顕彰する意味でも城跡の現状は寂しい」

こういう記事が掲載されておりました。

このことについて、どのように受けとめられ、今後、舞鶴公園整備及び高鍋農業高校園地利用等について、どのような施策を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。舞鶴公園の整備につきましては、現在、今年度、舞鶴公園整備基本計画というのを作成中でございます。その完成が今年度末の予定となっております。

また、公園の長寿命化計画というのも現在作成しております。これは現在ある施設の修繕、更新、そういうのを含めて計画を進めてまいりたいと思っておりますので、今、議員の言われました、その眺望の問題とかも考慮しながら計画書を作成していきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。嶋田圃場の件がちょっとありましたので、お答えしたいと思います。

昨年度、県の農業高校の跡地を購入いたしました。舞鶴公園の核として、観光交流拠点施設として、今、整備を進めることで予定をしているところです。

内容といたしましては、観光案内所とか、農業高校の物産を販売するスペースなど、またイベント広場としても活用し、また大型バスが駐車できるような駐車場も整備する予定にしております。先ほどありました舞鶴公園整備基本計画の見直しとあわせて、基本設計を行っている段階でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 次に、毎週水曜日にテレビ放映されている「いいね高鍋！大使くんが行く」についてですが、私もよく見させていただいております。高鍋町ホームページでも見ることができ、高鍋町の情報が県内や全国に発信され、大変効果的な宣伝にもなっております。そのことがまた町民の楽しみでもあり、元気な活力につながっていると思います。今後、ぜひとも継続放送をお願いしたいと思いますが、来年度は継続放送を考慮してもらえるのか、お尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。昨年度のラジオ放送と今年度のテレビ放送、いずれも県の緊急雇用創出事業の活用いたしまして、10割補助で実施をしているところです。町単独で同様の事業を実施するということは、費用的にも大変厳しいところがありますので、今の段階では短期間のラジオ放送あるいは高鍋城灯籠まつりに合わせたバスツアーなどのPR企画ができないかということは今、検討をしているところでございます。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 次に、町民の日記念式典についてですが、毎年10月1日に開催されております、町民の日記念式典が現在は高鍋町美術館多目的ホールにて行われています。以前は、高鍋町中央公民館ホールにて行われ、記念講演会もあり、毎年町民の方は大きな行事の一つとして認識され、楽しみにしておられたのではないかと思います。なぜ、このように縮小になり、後退していったのか、大変残念な声が多く聞かれますが、今後日程や場所、講演会等について検討されることは考えてもらえるのか、お尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

町民の日記念式典についてでございますが、御存じのとおり、本町におきましては、昭和13年10月1日に旧高鍋町と上江村が合併し、現在の本町の礎を築いた日として、毎年10月1日を町民の日として制定し、同日に町政に貢献された方を顕彰するとともに、高鍋町民であることへの誇りを再認識していただくことを趣旨として、式典を挙行しているところでございます。式典の期日に関しましては、10月1日が町民の日であることを広く認識していただく観点から、開催日を同日に固定させていただいてるところでございます。しかしながら、広報等を積極的に行っておりますものの、10月1日が町民の日で

あることを認識されておられない町民の方々も少なくない状況でございますために、規模を縮小してでも所期の目的を真に果たせるよう現在の形態となっているところでございます。

今後につきましては、町民の日が本町にとって極めて重要な記念すべき日であることを町民の皆様方に継続して周知していくとともに、式典の規模を拡大するような機運が高まり、そのような御意見、御要望等をいただきました際には、改めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 次に、宮崎県がことし10月31日に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定によりますと、高鍋町は震度7で、20分後に高さ1メートルの津波が到達し、最大で11メートル、6.7平方キロメートルが浸水する。この結果、家屋の全壊、消失、死者数や避難者、被災食糧、停電、電話の不通、上下水道にも影響が生じます。このような生活全般がパニックになることの大変ショッキングな数字が示されましたが、政府は南海トラフ巨大地震に備え、地方自治体の津波対策への財政支援を強化する特別措置法を11月22日に成立させました。このことを踏まえて、防災、減災対策の急務をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。今の部分ですけど、新聞の記事ですけども、これは10月31日に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定ということになりますが、本町におきましては、死者が1,000人、建物の全壊、焼失が3,900棟と想定をされております。今回防災対策を進めることによって、どの程度被害が軽減できるかの試算もあわせて公表されておりますが、建物の耐震化率や早期避難率を向上させることによりまして、死者が170名、建物の全壊、焼失棟数を2,100棟まで軽減することができるというふうにはされております。

町といたしましては、防災行政無線放送施設の整備、それと津波避難ビルの追加指定及び学校校舎屋上の改修等によりまして、早期避難率を向上させるとともに、耐震診断、耐震改修工事に対する補助を引き続き実施いたしまして、木造住宅の耐震化率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 次に、宮崎県は11月8日に10月1日現在の市町村別の人口統計により年齢別人口を発表しました。

高鍋町は老年人口65歳以上が5,864人で割合が27.2%、年少人口ゼロ歳から14歳は2,933人で割合が13.6%、割合はともに県平均を若干下回っております。生産年齢人口15歳から64歳は1万2,739人で、割合が59.2%で、県平均を上回っております。今後ますます当町に若い家族が転入し、定住することができるように、企

業誘致による雇用の場確保対策等の重要性が増していくと考えられますが、このことについて、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

また、参考までに申し上げますと、隣町の新富町では、12月の今定例会において、町内に住宅を新築する居住者に建築費の一部を助成する町定住促進基金条例を提案しております。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

企業立地の進め方についてでございますが、これまで若者定住のためには働く場所の確保が必要であることを念頭に置きながら、企業の誘致や立地を図るため、企業誘致コーディネーターの配置、県、関係団体との協力や各種助成制度の拡充などに取り組んでまいりました。その結果、20数年ぶりに新規企業1社の誘致に成功し、そのほかにも新たに1社が立地し、操業を開始いたしました。しかしながら、安価な労働力などを求めて、企業の海外進出や国内事業所の統廃合が進む中、新たな企業誘致による雇用の場の創出は非常に厳しい状況にあります。引き続き新規企業の誘致や立地による雇用の場の創出に取り組む一方、既存企業や地場産業の育成支援などによる雇用の場の確保や拡充にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。次に、高鍋町総合計画の推進に当たっては、町民の理解と協力が不可欠で、また、計画の進行管理や達成度の検証を行うことが必要となっております。そのため、副町長を委員長とする高鍋町事務事業評価委員会及び民間の有識者等からなる高鍋町外部評価委員会を中心に、高鍋町の事務事業について、PDCAサイクルを繰り返しながら、進捗状況や費用対効果の検証を行うなど、計画の着実な推進を図っていると思いますが、この評価委員会の検証がどのように生かされているのか、お尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 政策推進課長。町が行う全ての事業の必要性や効果など、客観的に評価を行うため、平成18年度から事務事業評価を、また、外部の方に客観的に評価検証していただき、行政サービスの向上と予算編成に反映させていくため、平成21年度から外部評価を実施しているところでございます。今年度は、24年度に実施しました事務事業307事業のうち評価対象外事業や新規事業を除く172事業を対象に、そのうち68事業について事務事業評価を実施したところでございます。

また、外部評価につきましては、各委員がそれぞれ選定されました10事業について評価・検証を行ったところです。評価の結果につきましては、翌年度の予算にも反映することとしております。また、その結果については、来年発行の広報紙等で公表していこうということ考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） それでは、次に、教育長より、教育委員会における平成26年度予算編成方針をしっかりと答弁していただきましたので、よく理解できましたが、教育行政の現状と課題についてお尋ねします。

まず、児童生徒の通学路の交通安全対策についてですが、通学路合同点検における要対策箇所が平成25年11月18日に公表されております。高鍋町内通学路の要対策箇所一覧によりますと、実施済み、事業中、計画中とありますが子供の命にかかわることですので、今後、教育委員会ではどのような対策を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。通学路の安全についてですけれども、現在、先般行いました点検等の結果に従って必要な箇所から順次改善をしていますが、今後、安全確保のための努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 建設管理課長。只今の質問の通学路点検につきましては、町内では建設管理課、教育委員会その他警察、関係機関と調査をしております。

先ほど議員が言われたように町のホームページで公表しておりますが、町内の要対策箇所につきましては12路線ございまして、そのうち3路線がもう対策済みであります。また、3路線につきましては現在、整備中、事業中でありまして平成26年度予算にも計上予定であります。その他につきましては年次的に整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） それでは次に、きめ細やかな授業で教育の充実を図ろうと、えびの市教育委員会は来年春から1学級の児童生徒数を30人以下とする「30人学級」を市内の小中学校全学年で導入することを目指していますが、市町村単独事業での導入が実現すれば、県内初で全国でもほとんど例がないと言われております。

えびの市教育委員会は、近く教員の公募を始める予定で、保護者からも学力向上だけでなく、子供に目が届きやすくなるのではと前向きに捉えているとのことですが、このえびの市教育委員会の取り組みについて、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。1学級の定員を30人にするということは、子供たちにきめ細かな指導を行う上で大変大切なことであるというふうに考えております。

現在、県は学級編成について法律で定められている小学校1学年は35人学級、残りの学年は40人学級の編成を基準としておりまして、県は運用によりまして1学年と2学年については30人学級を実施しております。

また、中学校においては40人編成を基準としているところを、県は運用によって第一学年については35人学級で運用しております。現段階では、県の学級編成基準で学級編

成を本町では行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。それでは次に、小中一貫教育についてですが、県内でも何校か開校されていますが、近隣では新富町の新田小中学校が一貫校となった新田学園があります。将来、当町での小中一貫教育の取り組みについて、教育長の見解をお尋ねします。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。小中学校が一貫してその発達段階に応じて、系統性・一貫性のある教育活動を行うことは、子供たちによりよい教育環境と、それからより質の高い教育を提供する上で大変大切だというふうに思っております。

また、指導方針とか方法に小中学校一貫性を持たせることは、小学校から中学校に移行するときに、子供たちがより円滑に移行できるという上でも効果があるというふうに考えております。

本町では小中連携の推進に努めまして、現在、年間4回程度、東西それぞれに小中学校の教職員が合同研修会を行っております、その中で知育・徳育・体育に分かれていきまして、小中連携の取り組みについて協議を行っているところです。

例えば、小学校の6年生に中学校の英語の先生が授業に出かけるということですか、あるいは小中学校で合同に挨拶運動を行ったり、あるいは清掃前の黙想を小中一貫して行ったりとか、あるいは中学生が小学校へ読み聞かせに出かけるとか、そういった取り組みが実施されております。

また、現在取り組んでおりますコミュニティースクールの中での話し合いにおきましても、学校運営協議会が東西小中学校合同で設立されている関係で、当然、その中身は小中一貫した話し合いになってまいります。

その中で河川等の危険箇所の見回りとか、あるいは登下校の立ち番指導、そういった活動が現在行われています。先般は東区のほうでは小中合同でコミュニティースクールの活動によりまして、門松づくりが行われて現在設置されております。

今後とも子供の発達段階に即した系統性・一貫性のある指導を小中学校が一体となって進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） それでは最後の質問になります。

国際交流事業について御提案を申し上げます。キャロライン・ケネディ駐日米大使は11月27日東京都内での講演で、50年前に暗殺された父親のケネディ元大統領が生前、江戸時代の米沢藩主上杉鷹山に心を寄せ、善政と公益への献身を称賛していたと述べられ、名言も多く「なせば成る、なさねば成らぬ何事も、成らぬは人のなさぬなりけり」何かをなし遂げようという意志を持って行動すれば、何事も実現に向かうとの趣旨で、大変有名な名言でございます。ケネディ大使は元大統領にもよく似た言葉を書き残しており、2人

の思想には響き合うものがあるとの考えを示されたそうです。

早速、山形県は12月12日演説で米沢藩主上杉鷹山について言及したキャロライン・ケネディ駐日米大使に、山形県を訪れてもらおうと、吉村美栄子山形県知事の招請状を安部三十郎米沢市長も一緒に同行し、東京都のアメリカ大使館に届けられたそうです。

御存じのように鷹山公は高鍋藩主、秋月種美公の次男であり、第7代藩主、秋月種茂公は上杉鷹山公の兄上でもあり、種茂公を尊崇されていた開明君主であったと言われていました。姉妹都市でもある米沢市と高鍋町は切っても切れない強いきずなで結ばれています。

今、時の人であるキャロライン・ケネディ駐日米大使に歴史と文教の町、高鍋町にぜひとも訪問していただくように県と協力し、町長の勇気ある行動力で夢を現実に変える、大きな、大きな企画を考え進めていただくことが、高鍋町民全体に幸せな喜びを与えられる国際交流事業のビックな、ビックなチャンスだと考えております。そのことについて町長と教育長の見解をお聞かせください。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今、議員が申された確かに鷹山公の「なせば成る」ということを、元大統領が言葉に出されて言われたとよく聞いております。私もそういうことがございましたので、鷹山公のふるさと高鍋であります。米沢に先、山形県に今、言われたように山形県が手を挙げたということがございますので、また時期を見まして知事ともお話をしながら、そういった方向性を見出していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 只今の話を私も新聞で読みまして、これまでケネディ大統領が、尊敬する日本人の中に鷹山公の名前を上げられたということは言われてきておりますけども、実際にそれが確かな証拠はなかったというふうにも言われております。

そのことがこのキャロラインさんの言葉によって裏づけられたということで非常にうれしく思いまして、このことも、ぜひまた今後、子供たちに伝えていけるといいなというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。町長、教育長とも大変前向きな答弁をいただきまして大変ありがたく思っております。

そこで、教育長にお尋ねしたいんですが、高鍋東小学校には「人形まつり」というのが毎年2月にございますが、たしか宮崎県には高鍋東小学校だけしかないということで、これはアメリカからの寄贈品であると聞いております。

それで、ぜひともこれも活用しながら、可能であればケネディ大使に児童生徒が手紙を書くような、そういうことも施策の一つとして考えていくことも、私は大事ではなかろうかなということを考えておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 教育長。高鍋町の東小学校が取り組んでいる「人形まつり」ですけれども、先般、宮日新聞の記事を見まして、あの様に宮崎県で高鍋町だけ残っているということは歴史的な必然だというふうな記事を読ませていただきました。その歴史的な必然という意味は、いわゆる「明倫堂」の教えの伝統から、そのような気風が生まれてきたんだらうということだというふうに思いますけれども、今おっしゃったようなことも今後、校長会等にも話を進めまして、可能性について考えていきたいというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） やっぱりケネディ大使の心を動かすのは、やっぱりそういう思いというものが私は非常に大切だと思いますので、ぜひとも手紙が書けるような提案も出していただけるような状況までいければ、大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは最後に、私の思いを述べさせて終わらせていただきます。

国会ではいろいろな法案の改正が審議されています。時代の流れとともに私たちを取り巻く環境はめまぐるしく変化して急激に進んでいます。近い将来、国の政策の一つである道州制も間違いなく施行されるのではないかと判断しています。

人口の少ない市町村については、町単位ごとに切り捨てが始まり、国からの予算どころか、それらについての手段や対策を考えておかなければならない時代になってきました。だからこそ私たちは、今高鍋町の町政について官民一体となり、この町の発展のために努力していかなければならないのです。

そこで町長にお願いしたいのは、この児湯郡が取り残されないように合併が全てではありませんが、高鍋町が中心となり、選択肢の一つとして視野を広げ考えていただきたいと思っております。

そして、常に町民目線で寛大な心と固執しない観察力で物事や政策を判断し、常に新しい発想やアイデアを吸収し展開してほしいのです。そして、ふるさと高鍋町、この町に住む町民一人一人が安心して暮らせる有望なぬくもりのあるまちづくりを望みたいのです。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（山本 隆俊） これで青木善明議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩したいと思います。11時から再開いたします。

午前10時48分休憩

.....
午前11時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 次に、7番、中村末子議員の質問を許します。

○7番（中村 末子君） 日本共産党の中村末子が今回も通告に従って3項目について質問を行います。

平成12年から始まった介護保険ですが、3年ごとの見直しなのでお年寄りには使いにくい状況がつくられてきました。また、ケアマネジャーについては、介護事業者所属となるため、どうしても使い勝手の悪い仕様があるようです。

自宅で介護をされている方から、年金も少ないし、施設入居は難しい。せめて介護している家族に介護保険の中から手当が支給されるシステムができないものかとか、安くて安心できる施設があれば、生活保護を受給しなくてもいいのだがとか、食事準備が大変、掃除もできる範囲に限られているなど自分流の暮らしをして、できるだけ子供への負担を抑えたい。ぴんぴんころりといきたいという願うばかりの意見が多く聞かれます。この13年間で介護保険はどのように変化してきたのか。また、見直し時期を迎え、要支援者への支援内容が大幅に変更されるとのことですが、どのように変化してきたのか、これからするのかをお伺いしたい。

また、要支援者への対応、施設介護のあり方、これは病院ですが、長崎などで起きた火災事故などから考えて、消防法について関心のあるところですが、消防法の定めではなくても、お年寄りが安心して介護できる施設づくりに自治体はどのように関与できるのか、してきたのか、お伺いします。

また、施設入居待機者についてはどうか。自宅介護者への町独自の紙おむつ支給などあるが、これ以外にどのような支援を行っているのか。

災害対応については、施設、自治公民館での対応は何施設、何地区が訓練及び自力での対応がなされているのか、お伺い、確認をしたいと思います。

また、マニュアル作成は行われてきていると考えますが、いつまでどのような状況にあるのか、答弁を求めます。

次に、T P Pを踏まえて、加速する農業の経営安定問題などについて質問します。

内容は、T P P交渉について把握している状況は何か。減反政策はどのようになるのか。高鍋の農業経営状況はどのようになっているのか。県内での位置及び到達点についてはどうなっているのか。第6次産業の見込みはどうか。今まで投資してきたお茶関係工場での開発製品、まだ始められたばかりですが、農産物加工所での米粉、そば粉などを利用した商品開発、地元生産の白菜、キャベツを使った現在開発されている製品以外で商品化できる見込みのある研究の進捗度をお伺いしたい。

次に、来年度の予算編成についてお伺いします。

地方交付税は、三位一体改革以降削られてきましたが、選挙予算と言うべきか、言葉は見つかりませんが、政権与党が使える予算の範囲で復興予算などとの名目で地方自治体への配分もあります。また、残り3年間ではありますけれども、再編交付金については、どのような計画があるのか、お伺いします。

来年度予算編成で、町長はどのようなお考えのもと臨まれるのか。また、使える予算は

どのくらいと予想されているのか。自治公民館から出されている要望に応えることはできるのか。議会での一般質問などで提案した事業について、また、これまで請願などで上げられたきた事項、各種団体や教育関係者からの予算要望にどこまで応えられるのか答弁を求めます。

以上、登壇しての質問を終了します。

T P Pの中の点整備関係、口蹄疫、農業委員会での後継者問題などについては、発言者席から行います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、介護保険の変遷及び介護保険法の改正内容についてでございますが、介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営むことができるように、真に必要な介護サービスを提供する制度として、平成12年4月に創設されたところでございます。

それから、平成17年には、在宅サービスと施設サービスの公平化を図るための施設給付の見直し、平成18年には、予防重視型システムへの転換が図られ、新しい予防給付と介護予防事業を開始し、その中核的な役割を果たす機関として、地域包括支援センターが創設されました。

その後、平成21年、介護事業運営の適正化を図るため、事業者本部への立入検査権が創設され、不正事業者に対する対策が講じられました。そして、平成23年には、地域全体で高齢者を支えるため、地域包括ケアシステムの構築に向けた改正が行われてきたところでございます。

平成26年の改正につきましては、費用負担の公平化、特別養護老人ホーム入所資格要件の変更、予防給付の見直し及び地域支援事業の充実等が現在、社会保障制度審議会介護保険部会の最終案として取りまとめられている状況でございます。

次に、お年寄りが安心して介護できる施設づくりについてでございますが、市町村が指導監督を担うグループホーム等の地域密着型施設につきましては、事業所指定の際、消防法の基準に適合しているかどうかの確認を行い、指定を行っているところでございます。

また、法令等の改正が行われた場合は、各施設の運営推進会議において、当町の担当職員が同席し、改正概要等の周知を図っているところでございます。

次に、入所待機者の把握についてでございますが、市町村が指導監督を担う地域密着型施設につきましては、各施設の運営推進会議の中で報告を受けているところでございます。それ以外の介護施設につきましては、町が直接施設に対し確認を行っております。また、有料老人ホームにつきましては、待機者の把握は行っておりません。

次に、自宅介護者への支援についてでございますが、これにつきましては、紙おむつの支給のほか、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯及びそれに準ずる世帯の高齢者で慢性疾患等により常時注意を必要とする方に対しましては、緊急通報装置の無償貸与を行う

など、その世帯の状況に応じて利用者負担を軽減する支援を行っているところでございます。

次に、災害時の対応についてでございますが、地域密着型サービス事業者は、条例により非常災害対策について規程を定めることとなっており、町内の6事業者全ての施設において整備されているところでございます。

半数の施設におきましては、非常災害時に備え、定期的に地域の協力機関等と連携することが明記されておりますが、半数の事業者については、それが明記されていない規程となっておりますので、この事業者に対しましては、今後、規程の改善を求めてまいりたいと考えております。

なお、今年度は1つの介護老人保健施設と、2つのグループホームにおきまして、事業所の所在する自治公民館の住民や地元消防団に参加を呼びかけ、火災を想定した避難訓練を実施し、地域との連携を強めております。今後も引き続き災害時において、地域との連携強化が図れるよう防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、災害時のマニュアル作成についてでございますが、町内4事業所につきましては、既に同マニュアルが整備されておりますが、2事業者につきましては、現在、避難訓練実施要綱により対応している状況でございます。つきましては、早急に災害時対応マニュアルの整備を行うよう指導していきたいと考えております。

次に、TPPを踏まえた農業政策についてでございますが、現在のTPP交渉状況につきましては、公に報道されております以上の情報は把握できていないのが現状でございます。また、減反政策につきましては、5年後に廃止の方針が打ち出されておりますが、今後は水田の転作作物という概念から、水田で主食用米とは別の作物を本作として耕作するという方向へ変わっていくのではないかと考えております。

米粉用米や飼料用米、加工用米への作物転換が主体に報道されておりますが、いずれも販売先の確保など課題が多いと判断しており、今後も農協等と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、高鍋の農業経営状況についてでございますが、これにつきましては、依然として燃料費の高騰、飼料代の高どまりによる経費の増大が農業経営に大きく影響していると認識しております。

次に、県内での位置、到達点についてでございますが、これにつきましては、TPP問題や生産調整に係る喫緊の課題にも打ち勝てる農業経営基盤の確立が到達点ではないかと考えておりますので、ブランド化による販路拡大や農地集積等による経営規模の拡大、法人化といった攻めの農業を展開できるように農業者、農協等と連携して施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、第6次産業の見込みについてでございますが、現在、町内でも数件6次産業として認識できる事業者がおられますが、今後は農商工連携による事業化や6次産業に取り組もうとする農業者等への支援を行い、町の農業の発展に努力してまいりたいと考えており

ます。

次に、商品開発についてでございますが、これにつきましては、個人で農産物を商品化されている例はございますが、農産物加工施設等の施設利用における商品開発は進んでいないのが現状であります。

次に、再編交付金の今後の計画についてでございますが、平成26年度は地区公民館改修事業や観光交流拠点施設の実施設設計等を予定しているところでございます。

また、平成27年度以降の事業につきましては、今後、平成26年度予算編成の状況や財政状況等をもとに対象事業を検討するとともに、各課の事業計画に基づく要望調査等を行い、交付金を有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、平成26年度予算編成における町長としての考えでございますが、町の財政は国の政策転換による交付税の増額や経済対策等により以前より改善が図られてきたところでございますが、増額傾向に歯どめがかからない社会保障経費や高どまりの続く公債費など経常的経費の増額により財政の硬直化はますます進んでいくものと予測しております。

来年度予算の編成に当たりましては、限られた財源の中で安易な基金取り崩しに頼ることのない持続可能な財政基盤を構築するという観点から喫緊の課題や財源の有無等を識別し、選択と集中を念頭に予算編成に当たってまいりたいと考えております。

次に、使える予算の予想についてでございますが、投資的経費のうち町単独事業費を目安にお答えをさせていただきますと、近年の当初予算に占めるこの比率がおおむね4%前後で推移しておりますことから、平成26年度についても同程度、額にして2億数千万円を見込んでいるところでございます。

次に、要望事項への対応についてでございますが、先ほどからお答えしておりますとおり、社会保障費などの経常的経費が増加し、投資的経費が抑制される中、全ての要望に即座に応えることは非常に困難な状況にございます。必要性や緊急性、国、県補助金等の財源の有無等から優先度を見きわめ、年次的、計画的に対応してまいりたいと考えております。

なお、平成22年度に実施した自治公民館からの要望事項は175件であり、そのうち124件が対応済みとなっており、請願関係では7件中全てが対応済み、もしくは対応中となっております。

○議長（山本 隆俊） 教育委員長。

○教育委員長（黒木 知文君） 平成26年度予算編成に伴う考え方についてお答えいたします。

学校予算につきましては、各学校より提出される予算要求書を基本とした上で、町の予算編成方針に沿って編成を行っているところでございます。

また、毎年実施しております学校訪問の際に、教育委員が学校現場を直接視察、また、職員の声を直接聞くなどして予算に反映させているものもでございます。

経常的な経費以外のものにつきましては、学校の要望に全て応えることはなかなか難し

く、学校と協議を重ねながら、緊急性の高いものを優先し、予算編成を行っております。

大きな費用がかかります非構造部材の耐震化を初めとする学校施設整備等につきましては、国の交付金などを活用しながら、年次的、計画的に事業を進めているところでございます。

26年度も含めまして、今後ともさらなる学校教育の充実のために、効果的かつ適切な予算編成を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。ちょっと確認だけ最初に行っていきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、マニュアルの作成が行われていないところが2事業者あるということだったんですけど、これはいつまでに作成できるか。そこの日程だけ教えてください。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。この2事業者につきましては、何とか今年度中にマニュアルの改定ができるように指導等を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それから、マニュアルができていても、ちゃんとそれを通常にマニュアルどおり進められるかどうかという点検を行っていないと、マニュアルがあっても何の意味も、絵にかいた餅ですので、できれば、そのところをどういうふうに点検しているか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。点検等につきましては、高鍋町の指定地域密着型サービス事業者等の監査要綱及び介護保険施設等の実地指導マニュアルというのが規定されておりますので、それに基づきまして適正な執行がなされているかどうかについて、運営推進会議等の中でチェック等を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。なぜそこだけ確認したかという一番大きな理由は、先ほど答弁の中では、大まかなことは答弁があったんですね。ところが、この介護保険ていうのが、裁量権ていうのが自治体へ大きく移行されるんですね。特に、自治体の権限が要支援の1、2ていうのを非常に予算化していかないといけないような要綱になっているんですね、この中で。だから、対応ができるのかどうか、その辺を検討していかないと間に合わないと思うんですよ。それをどう検討してきたのか、まず最初にお答え願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。今般の大きな制度の改正の中に、こういったいわゆるデイサービスでありますとか、訪問介護のサービスを介護予防の中から切り離して地域支援事業の中で市町村が平成29年度をめぐりにつくっていくという形で制度改正が行われようとしております。確かに、今までは全国一律的なサービスの単価でありますとか、運営のやり方でありますとか、そういったサービスの方法が全国一律的なサービスであったものを、その地域の実情に合わせたような形の中で定めていかれるような形の改正というふうに聞いております。

地域の資源等々がありまして、そこ辺のばらつきもありますので、そこらあたりのところがどういった形になるかということも含めて、今後早急に検討していかなければならない課題の一つだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃ総合事業と判定された要支援者というのは、どうなっていくんですか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。大変申しわけないんですけど、そこまで詳細なことにつきましては、まだ、詳細にこちらのほうに来ておりませんので、20日にその答申内容が12月の20日のほうに示されるということでありまして、今後、来年の通常国会で詳細な分については提案されるということでもありますので、県の担当者会議等々でそういったものが示されるのではないかとこのように思っておりますので、現段階では詳細なことはちょっとわかりかねます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 法案に載せられたものでなく、法案の原案というのは、当然周知徹底されてるでしょう。違うんですか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。大きな流れの中で、そういった介護予防の中の訪問介護、あるいはデイサービスの中から切り離して、その地域支援事業のほうに移行するということは聞いておりますが、より具体的なことにつきましては、まだ何らそういう説明も受けていないのが現状であります。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） もう既に社会的には出回ってるんですよ。それを自治体の担当者が知らないということは、これから要支援者がどうなっていくのかということのを放置するということにもほかならないわけですよ。

だから、先ほどから聞いております総合事業とされるのは、要支援者一人一人について判定していくんです。そして、総合事業の対象とされた要支援者は、介護給付から廃止されるんです。使えるサービスは市町村が独自に行う事業にのみ限定されていくんです。

こういうことをしっかりと先に検討していかないと、法案が出て決まったから、さあ今から予算化しましょうって言っても、これ絶対できません、予算化は。今までと介護保険からも出せないんですよ。町単独で出さないといけない事業が幾つもこの中に入っているんですよ。それをまだ出されていないから知らない。これでは介護保険についていけない、この判定に。

私は持っているんですから、ここにちゃんとね。ちゃんとサービス削減、負担強化の介護保険大改悪案。これはもう11月、10月に私の手元にあるんです。8月にはもう出てるんです。これを分析して、やはり共産党では、非常に地方自治体で担うところが大きいと。そういうことを鑑みて、各地方自治体の議員には周知徹底するよという事で私たちこれちゃんと受けてるんです。だからこそ一般質問今の段階でしていかないと、改正に見合う形の地方自治体の独自の予算編成をどうしていくのかということをやちゃんとここを判定して聞いていかないと、要支援者がもう放り出される状況になるんじゃないかと、すごい不安なんですよ。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。今般の改正につきましては、平成27年からの第6期介護計画を想定した法の改正でございます。先ほどからちょっと言いますけど、そういったいろんな審議会なりの議論を受け、通常国会で提案をされ、法律の改正があって27年からの介護第6期計画にそういったもろもろの改正あるいは自己負担の1割から2割でありますとか、そういった大きな制度が変更となる形で進められております。町としましても次年度が、平成26年度が第6期に向けた、そういった計画を策定する時期でありますので、そういったものをアンケート等を取りながら27年以降の介護計画に反映することとなっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 御理解できない。というのは、この中で今度の介護保険の大改悪の中で一番言われてるのが、地域で支援をしていく体制、ボランティアで支援をしていく体制、これがもう非常にこの2つが言われてるんです。そのためには、ボランティアと地域をしっかりと育てていくことが、この1年間でやっていかなかったら、要支援者は全て放り出されてしまうんです。介護保険の対象者から外されてしまうんです。それを知らなかったら、そこの根本的なことを知らなかったら1年間でボランティアは育成できませんよ。介護保険のほうの改正に伴って私たち育成します、さあそれから育成しましょうって、何年放り出されるんですか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。今般の改正につきましては、大きく分けて3つあります。その中の1つがこの介護予防事業の見直しでございます。確かに議員おっしゃるとおり、この要支援1、2のところの部分をどういった形の中で町が担っていくのかというのは大きな課題の一つだと、現場を預かるものとして非常に国の制度がそういった形で大きく変わっていくとする中で、若干の不安がないと言えましょうようになりますけど、そういう部分の中で、どういった形の中で、高鍋町に合った要支援のあり方、ボランティアでありますとか、そのNPOでありますとかいうのを活用しながらという形で制度のほうは、そういう制度をつくっていくようにという形でおりにてきてるというのは私自身認識しておりますが、そこ辺のところの不安がないかと言えましょうようになりますけど、そういった中で全国一律的なサービスから地域に応じたサービスに大きな方向転換をしないとイケないということは、今後考えていかなければならない課題の一つだとは思っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） おりにてきてるじゃないですか。ね、おりにてきてるじゃないですか。今度の介護保険法の改悪ちゅうのは、一番の目玉はここなんです。お金を使わせない、お金を使ったらイケない、そこを、要支援のものについては自治体で単独で負担するというのが、これ大きな一番柱なんです。

今までは、先ほど答弁があったでしょう。全国一律のサービスを提供するというので、これはずっと介護保険法でうたってきたんです。ところが、一律じゃなくなるんです。自治体の財政の資質に合わせて、できることとできないことがしっかり決まるんです。どうですか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） ちょっと、私の説明が舌足らずなところがありましたが、今、実際おりにてきているわけではございません。今、たたき台として、国の社会保障審議会の中で議論をされているところでございます。というのが現状です。失礼しました。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） だから、私が申し上げてるのは、新聞紙上にも出てる、厚生労働省からそのたたき台が示されていないにしても、こういうふうに関護保険が変わるんだよというニュースはキャッチしてると思うんです。だから、今の答弁があったと思うんです。

しかし、そのニュースをキャッチしたのであれば、いろんな方法を駆使して、どういう改正内容なのかっていうことを担当の課長っていうのがしっかりと把握していかないと、1年間では何もできない、これを見たら。

だから、例えばこういうことがあるんです。市町村に事業を丸投げするのでは、財政難の自治体が事業メニューを絞り込み、ボランティアなど専門職以外に任せるなど、費用を削減することも当然考えられるんです。また、地域生活に必要な不可欠な支援が受けられな

い事態になりかねません。

当初、厚生労働省は、先ほど町長の答弁にもありました、覚えていらっしゃると思いますが、介護保険ができたときに、居宅介護を重点的にすると、施設介護じゃなかったんです。施設が不足してるから自宅で、できる限り最後までいていただきたいということを目的にこの介護保険法ちゅうのはできたんです。

ところが、どんどん事業者の意向に押されてしまって、介護保険法がどんどん変な方向に変わっていったんです。事業者が、余りにも要介護度の高い人だけを引き取るというような形で、要介護度も高くなる一方と、要するにリハビリなんかをして家に帰せるような状況をつくらなければならない事業者が、どんどん自治体からの手を離れていってしまって、今、県の管轄でしょう。私たちは立ち入ることもできない、権限もない、何の権限もなくしてしまって、私たちから何もかも取り上げて、お金だけ払えという形にずっと変えてきてるんです。これ、事業者と国政を担っている与党とが密接につながってきている状況の中で、変わってきたんです。それが、もう今明らかになったんです。

だから、その中で、もう予防にはお金を使わせない、自治体で単独でやってくれということが、今回の目玉なんです。だから、それはつかんでるでしょう。だから、それをつかんでるのであれば、ボランティアを育成、法令で決まってしまうと、これ数の原理ですから、決まると思います。おそらく、このとおりに決まると思います。決まってしまうと、自治体の財政状況によってできないことがいっぱい出てくる。そうしたときになって初めてあわてる団体がいっぱい出てくる、事業所がいっぱい出てくる。そうなるからでは遅いんです。今から手を打って、何らかの形で、私たちも声を上げていかないと、この介護保険法の大改悪に対して対抗できない。そのことは十分認識されておられますか、町長も。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今、課長も答えておりますけど、私も先ほど答えましたが、社会保障のところで、まだ、審議をして大体の大枠が決まったということでございますので、詳細にわたってこうしなきゃならないということ、今議員さんが申されますようなことは、課としては把握はしておりますけれど、本決まりになってこないとなかなか行政としては動けないところがございますので、そのところを予備知識として課が保有していき、そして本決まりになったときにはある程度の動きがとれるような、そういった態勢をとらしていきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 施設は、平成25年度、実質的には27年度から動くんですけども、改正を待たず、要介護度3以上となるように対応してきてるんです。その理由は御存じですか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 施設入所の要件につきましては、現在、現行の制度におきましては、特別養護老人ホームの入所要件は、要介護度1から要介護度5という形が今

決められておりますが、これを今回の改正では、特別な特例、認知症等の特例を除きまして、要介護度3から要介護度5に変更されるということは聞いております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 聞いておられる、新聞もよく読んでおられるようですので、それでは詳細について1つずつ質問をしていきたいと思っております。

高鍋町では、NPO、ボランティア育成についてどのようになってきているのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 高鍋町におきまして、介護保険制度等の運営につきまして、NPO法人を活用した取り組みというのは今現在行っておりません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 介護予防事業につきまして、社会福祉協議会のほうにはつらつ教室等を委託して行っておりますが、その事業の中にボランティアが参加されて、その中でそのはつらつ教室を担っておるといった話は聞いております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これは早い段階で、どこに委託するかは私わかりませんが、行ってください。

現在行っている介護保険利用者が、専門家でないボランティアでつながりができると考えておられるのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 今の現状としましては、なかなかそういった専門的な知識あるいは資格を有した人以外が、積極的にかかわる、いわゆる介護予防事業として捉えたときに、できる範囲とできない範囲というのはおのずとやっぱり決まってくるのかなというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 厚生労働省は、地域の実情に合わせて3年間かけて段階的に実施するとあるんですけれども、具体的にはどのようなことだと考えておられるのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 今般の法律の改正の背景としてあるのが、もう議員御承知だと思いますけど、いわゆる団塊の世代が後期高齢者、いわゆる75歳に到達するのが2025年問題という形で言われております。これは、平成37年以降という形です。今、国のほうが、一番そういう形で危惧しておるのが、この制度そのものが持続可能

的な制度として維持できるのかというのが、今般の大きな改正の社会的な背景となっているようでございます。

そういう制度を維持するためにどうしたことが必要なのかという形の中で、こういう費用負担を、例えば1割から2割に上げますとか、特別養護老人ホームの入所資格を変更するとか、先ほどから出ております、要支援1、2の分を予防給付費のほうから地域支援事業のほうに移したいとかという制度改正、いわゆる自己負担等々をしながら制度の維持改正を図っていかうというのが大きな狙いというふうに考えておりますので、そういった制度を維持するための一つの考え方という形で認識をしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それでは、包括支援センターの役割は変化するのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 地域包括センターの制度移行につきましては、今国が考えておるのが、医療と介護を含めた地域医療包括センターなる組織っていうのを考えているというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） そうなると、かなり専門的な分野で知識を持ってる人じゃないと大変だろうと思うんですけど、今の職員で対応できるんですか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 現在、介護高齢者福祉系の職員が補佐を入れて4名体制の中で、今業務を行ってるところでございます。

先ほど、私のほうが、今後の団塊の世代が2025年問題という話でしましたが、今後はスピードとともに、そういう量、いわゆる団塊の世代のこぶがそのまま75歳以上になるという形になりますと、非常に、今後はそういった体制含めて全体的な組織体制を考えた行政の運営が必要になってくるのではないかというふうに、私が、事務方のほうとしてはそういう認識を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 当然、今の包括支援センターというのも、福祉、介護サービスを初め、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービス、要するに全体的なお年寄りのためのサービス事業っていうのを全体的に捉えて、そして、あなたは医療系、あなたは介護保険のサービス、あなたはこういうふうに、例えば、認知症がもう大きく進んでいる場合に、身内の方がおられない場合は、例えば成年後見人制度っていうのも使うようにアドバイスをされるんです。これが、成年後見人制度っていうのも、非常に使い方がややこしくて、

弁護士がなるにしても誰がなるにしても手続をちゃんと経ないといけないという、裁判所の許可を受けないといけないという要点の中で、非常に、一般の人たちが、例えば身内の人たちが、娘さんとか息子さんであればなりやすいのかもしれませんが、例えば一人でずっと暮らしてこられた方々っていうのは、めいごさんとかおいごさんとか、ちょっと遠い方々になるんです。そうなってくると、その方との、要するに肉親関係、何親等以内であるかとかいうことも含めて全部書類を出していかなきゃいけない、そしてその人の財政をしっかりと管理する態勢もとらなきゃいけない。そうなってくると、働いている人にはなかなか難しい状況というのがあるんです。

そういうことも含めて、いろんな、私、専門家の方が、ここに、今は保健師と社会福祉士とリーダー的なケアマネジャーということになってますけど、やはりここの中に、いろんな、司法書士なりお医者さんなりっていうのが臨時的にでも入るような形っていうのをしっかりととっていかないと、包括支援センターが、これからほんとに崩壊していくんじゃないかなと思って私心配するんですが、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 議員が今言われた今後の地域包括センターのあり方についての御提言なりがあったとおりでございます。

今後につきましては、非常に、やっぱりそういった方々が、先ほど言いましたように、非常にふえてくるという形、もう劇的にふえてくるということがありますので、そういった部分の体制的な強化の中に地域包括センターの職員のあり方でありますとか、例えば役場の介護高齢者福祉系の職員のあり方でありますとか、そういったもろもろの行政的な課題が、今後非常に専門的な知識等々を持った職員等が今後必要になってくるのではないかというふうに、事務方の私としてはそういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 全部は認識していないという状況ですので、こういうことが今度の中で上がってきてるんです、改悪案の中に。預金があれば対象外とするとか、自宅を担保に借金までさせて、後で不足額については、2,000万円以上の不動産等を保有している場合でも補足給付の対象外となるんです。その上で、市町村が不動産を担保に食費、居住費を貸し付け、本人が死亡した後に不動産を売却するなどして返還を求めるリバースモーゲージを導入するというふうになってるんです。

私は、これを見たときに、もうほんとにびっくりしました。例えば、そこにほかの人たちが住んでたら一体どうなるんだろうとか、もう後に住む人はいけないんじゃないとか、そういうことにまで拡大していく状況が生まれてくるんじゃないかと。

だから、介護保険料を納めながら、片や預金とか不動産があれば、もう対象外となるという状況になったときに、初めて、その人たちは、何でこんなになるまで地方自治体はほったらかしてたのというふうに、おそらく地方自治体、私たち末端部分にしか批判は来ま

せんから、国会議員やらに批判票を投じるちゅうことはほぼありません。だから、文句を言われるのは私たち議員か、町長か。町長がどっかに出かけたときに、「何でこんげなことになったつや」というふうに言われたときに、やっぱり受けられなくなって初めてそういう不満が続出。すると、不満の受け皿は市町村で受けなければいけないという状況が、これから先出てくる可能性が、必然としてあるということをぜひ、町長含め担当課長、皆さん、覚えておいていただければと思います。

それでは、通告にあったんですけども、登壇して聞きませんでした。いろんなT P P 関連に、登壇してできなかったことの、点整備から農業委員会までの質問に対して、まず答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ちょっと休憩します。

午前11時45分休憩

.....

午前11時46分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 点整備はしてきましたんですけど、四季彩のむら、温泉、染ヶ岡ポンプなど、新しい作物開発及び少ない面積での経営効果政策などはどうなっているのか、ということが一つ。口蹄疫対策についてはどうしているのか。農業委員会での後継者育成及び若者活性化策はあるのか。この3つについてお答えください。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 点整備の中の四季彩のむら、温泉、染ヶ岡ポンプという意図が若干わかりかねるんですけども、ただ、特に染ヶ岡のモデルほ場に関しましては、かんがい施設を使用しました場合の農産物の収容の増、それから品質向上等という実績を実際に数字等で出さしてもらっております。それから、ショウガ等新しい作物、これらの導入も図ってきておるところでございます。

それから、口蹄疫対策についてなんですけれども、これは毎月二十日の一斉消毒っていう日を設けておりますが、その日の広報とか、それからワクチン接種の場合に畜舎を訪問いたします。その際に、使用基準、これの徹底等っていうのを、使用の指導はしてきております。

○議長（山本 隆俊） 中村議員、7項目めもここで答えるんですか、農業委員会の。農業委員会会長。

○農業委員会会長（渡瀬 俊弘君） お答えいたします。

農業委員会における後継者育成、若者活性化策についてということでございますが、農業者の高齢化や後継者がいないという理由により離農となる傾向があります。ふえ続ける耕作放棄地、後継者の育成は、今や大きな課題となっております。

後継者が地元で家庭を築き、農業に希望と意欲を持てる環境をつくるため、当町では、

農業後継者結婚相談連絡協議会を設立し、いろいろな活動を行っております。

主なものを申し上げますと、ホームページによる会員の紹介、商工会議所との連携による「たかなべ町コン」の後援等を行いました。また、家族経営協定の推進を行い、労働時間、給与制度の導入指導を行うとともに、老後も安心して暮らせるための農業者年金の加入推進も行っています。あわせて、毎年、農業後継者と農業委員の意見交換を行っているところであります。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 四季彩のむら、温泉っていうのがわからないっていうことなんですけど、ずっと投資をしてきてますよね、ここに、それが温泉利用にどうつながってきているのか、それとも観光客の人たちがどういうふうな形でできてるのか。今、四季彩のむらも、村長さんを初め皆さんがいろんなイベントを行って、観光客を呼び込もうと必死になっておられますけれども、やはりあれだけ投資してきたんですから、それに見合う形での高鍋町に対してのメリットがないと、私はいけないと思うんです。だから、そのところを、やっぱり数字的なことを考えてやってこられてるのか。

染ヶ岡の件に関しては、これはもう事業としては国の事業で、ほぼ、私に言わせれば元は取れてるんじゃないかなという状況はあるんですけども、なかなか、元が取れるという言い方は、すごく私言い方が悪いんですけども、やはりそういう経営的観点でいろんな事業をやっていないと、これからは大変ですよって。特に、農業関係は、TPPのことなんか踏まえて、頭に常に数字を入れて行動しないと絶対だめですよというところを言いたかった部分があるものですから、そのところについて答えていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 質問の事項の中の点整備、それぞれ点を整備しながら、その3つ、4つが重なり合っただってという面的な経済効果云々っていうことかなっていう判断もちょっとしてたんですけども、御質問の意味としまして今よく理解できました。

確かに、温泉につきましては、これまで特別委員会等でもいろんな経緯等御説明申し上げて、その経過等も御説明した上で検討していただいている部分がございますし、御承知おきいただいているものと思います。

それから、四季彩のむらにつきましても、これまで幾度となく質問等いただいた内容でございますし、確かに、議員もおっしゃった数字での効果云々ということよりも、もちろん重要でしょうけれども、当然、その中に、高鍋町というところにああいう四季彩のむらという昭和30年代の農村生活環境を保存した形での場所があるということについて、そのことで観光客なり何なりの方々の認識がふえてくるし、町内の方でもそれを認識していただくことで、温泉、ひいては湿原、それからめいりん公園といったものがございまして。そちらのほうとの整合性といいましょうか、面としての整備も行く行く引っ張っていけるような、そういう形のメリットというものも考えるものだと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が、なぜ数字的なことを申し上げたかという一番大きな理由は、TPPを踏まえてこれからの農業政策の考え方についてというところに入れた理由で、多分おわかりになっていただけたらと思うんです。

これまでの農業政策とはもう180度違う状況が、TPPが入れば、状況が生まれてくる。その認識が、まず自治体にあるのか、農業者にあるのか、ということが問いたいわけです。これをちゃんとしていかないと、世界の、要するに、環太平洋のTPPに参加しているところには勝てない、乗り切れない、こういう状況がもう目の前にぶら下がっているからこそ、こういう質問をしてきたんです。

私たちは、その中で、私、方向をちょっと変えて質問しますが、TPPに対して、農業者は聖域があるかのごとく思われているんです。自治体の町長、トップ、それから産業振興課ともに、聖域は存在すると、TPPに対して、思われているかどうか、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） ことしの3月の議会でしたですか、TPPの参加、これはもう完全撤廃以前の問題なんですけども、反対以前の問題ですけども、参加することについての反対と意見書ということで、議員も含めて全議員賛同のもとに提出させていただきました。もちろん、町もその同意見でございますし、当然そのように対応してきてるつもりでございます。

ただ、撤廃しましたことに関して、御存じのとおり、議会の、今までも、前回の議会でしたか、ある議員にお答えしまして、完全撤廃したときにどれだけの被害があるかっていう話もお答えをいたしましたし、当然、それまで、今もそうなんですけども、農家の方とか、いろんな会合とかございましたときに、どうしてもTPPに関する状況分析の話題等が出てまいります。そういったときに、もちろん、完全なる撤廃ではなくても厳しくなることを想定しておられますんで、私どもも、当然そういう場合にどのような対応をすれば影響が少なくなるかとか、逆に、どういうふうに事業としてチャンスとするにはどうすべきかということについて、当然、町としてもその準備というのはしておくべきだという判断はしておるところでございます。

聖域っていうのが完全撤廃、主要5項目のうちの580幾つかの品目のことの撤廃がどうなるかっていうところだろうと、それを守れるか守れないかっていうのが聖域だろうという判断をしておりますが、今、国のほうからも県のほうからも、そのことに関しての通達なり何なりあるわけでもなく、ただ、私どもは、何らかの、先ほど申し上げました、聖域といいましょうか、そういう国の与党の決議、国会の決議というものがあるわけですから、そういう部分では、私どもはある部分、その方面のことを考慮するのも必要でしょうけれども、何らかの完全なる聖域が撤廃された場合のことも考慮する必要があるだろうという判断です。（発言する者あり）

聖域という意味では、先ほどの重要5項目と、五百数種類の品目の部分の撤廃があるかないかっていう部分では、聖域という判断をさしてもらっております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 町長以下、聖域があると思ってるってことです。私は、ないと信じて疑わない。その根拠は、TPPそのものの本質は、100%関税撤廃だからです。この内容が、もう関税撤廃ってちゃんと書いてあるっちゃから。

そこでお伺いしたいんですが、戦後、食料主力品として国は何をつくらせようとしてきたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 戦後すぐってというのは、芋とかそういったものの育成っていうのを推進してたところがあったろうと思いますが、実質、米が、どうしても食料として足りないってところから、米を生産の推進をしてきたと。ただ、昭和50年でしたか、70年代ぐらいから、減反とかいろんな制度が出てきたってというのは確かでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） そうです。お米なんです。だからこそ、畑でもお米の生産ができるように、水が行き渡る一ツ瀬パイロット事業などを展開してきたんですし、全国には干拓事業も推進してきたんです。

そこでお伺いしたいと思います。一ツ瀬事業着手から完成までの年月は、どれぐらいかかっているんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 30年ほどかかってたんじゃないかと思いますが。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） ここでしばらく休憩したいと思います。13時から再開いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 前段に引き続きまして答弁させていただきます。

事業の計画が発表されたのが昭和31年でございますので、国営の事業が終わりましたのが60年ということになります。ただ、終わった、何年かかったかという御質疑だったものですから、まだ御存じのとおり、経営の事業は継続しておりますのでまだ続いておりますが、とりあえずその間の30年ということで申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この長い年月、日本の食料事情とか、先ほど答弁もありましたけ

れども産業事情も大きく変化してきました。食料も企業も安い賃金で生産できる後進国への依存度が増してきました。

日本が食料自給率が大きく落ち込んだこの間、オーストラリアなどでは日本への食料需給国として方向を転換してきました。まさにその後にTPPがやってきたと私は考えています。

そこで、高鍋町では農業をどのように発展させ、農業者の経営安定を図る手立てを図ろうとされているのか、具体策をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） これは米政策の転換部分とも絡んでくると思いますけれども、TPPに関しましてその対応はということなんですけれども、これは国の政策として、要するに今からさき、攻めの農林水産業を実行して強い農業をつくるという国の政策というものもあるかと思えます。強い農業をつくって、活力ある農山漁村をつくろうということで、農林水産業の全体の所得を上げていこうということだろうと思えます。

そういう面では、私どももそれに応じた新たな作物なり何なりというものを模索するとともに、農業の所得、強い農家をつくる、今、人・農地プランもございます、また、中間管理機構もございます。そういったものを利用させていただきながら、制度的に製作しながら農家の所得を上げるような方向でもって、この対応に向かっていくべきだろうというふうに思っております。（発言する者あり）

TPPの絡んでの具体策というものは、先ほどの答弁でございます。先ほどおっしゃった聖域という部分での判断というのができておりませんから、そういう面では具体的なものはまだつくっておりません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 具体的な政策をつくらないでどうするんですか。聖域はないんです。聖域があったとしても品目は絞られます。まあ、いいですが。そういうふうに逃げて、結局、高鍋町の農業者がどうなるかわからないということを考えているんだということがここで判断できると思うんです。

私は、やはりTPPを踏まえて減反政策など、できれば詳細なことをもう少し、先ほどの答弁だけじゃなくて、減反政策についてもどう図ろうとしているのか、田んぼでできる作物と畑地作物と違いますので、そここのところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） TPPと絡んで、もちろん、当然今回の農業政策の絡んでの御質疑だろうと思えます。

今回、まだこれにつきましても、正直年明けに国のほうから順次県のほうに照会といたしましょうか、具体的な政策制度の説明があろうかと思えます。その段階ではまた明確に見えんと思えますが、今の段階である程度の情報が入っているものからしますと、要は今まで田んぼで主食用米をつくっていたものを、その田んぼに非主食用米をつくった上で直接

支払い、その分でカバーしながら農業の所得を上げていこうという制度だろうと思うんです。そうなるだろうと思うし、実質そういうふうにつくり上げていくことが必要だろうと思います。

県とかの会合の中でも、まだ明確に見えないという判断でいながらも、焼酎用の加工米等の製造というのを、作付っていうのを推進していこうということで話を聞いておりますし、当然私ども、今、高鍋町でもやっておりますが、それ以外にも加工用米としての焼酎用の米の作付等の推進が必要になろうかと思えます。

加工用米の中で数値的なものが先に踊っております。最高10万5,000円というのがありますが、県内から見た場合にそれは作付基準量、作付量からすると、その数字まではいかないだろうという判断をしておるところですので、先ほどの加工用米のほうにということでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃ、反当たりどれぐらいの出来高を予想しておられるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 高鍋町に関しましては、基準としましては、米、コシヒカリ、491という数字が出ておりますが、焼酎用の業者、県内の業者30幾つありましたか、その組合からの要望で、このコシヒカリを使った、これを焼酎用の加工用米として使いたいということもございまして、その金額といいたしめようか、その数値は、491という基準の部分で推移するんじゃないかと思えます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） でも、焼酎用でも要望に合わないといったら、どんどん等級が下げられるでしょ。だから、焼酎用でも植えつけをして管理をきちんとしさえすれば、全てその金額でということになるんですか。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） もちろん、その手入れ云々というのがおろそかになってしまえば収入も減ってまいりますし、でき上がりの等級というものも変わってまいります。

今、高鍋町でやっておりますミナミユタカに関しても、その作付の米の程度によりまして単価も変わっております。ということですから、当然変わってくるものとは思えます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） ぜひ、ここで答弁されたことがちゃんと皆さんに周知徹底図られ、そしてそれが約束されるようお願いしたいと思います。

京都のほうにあります万願寺とうがらしというのは、これは7反で大体1年分の経営が安定するだけの金額が入るんだそうです。そういうことを考えたときに、確かに7反では生活できない状況というのが、高鍋の農業者の率直な言葉です。そしてまた、ハウスであっても、大概4反あればもう生活には十分困らないということだったんですけど、やはりこれも反当たりの金額をもう少しきちんとできるように、そのところを図っていただ

きたいと思います。

次に、平成26年度の予算編成について、住宅リフォーム事業について予算化できない理由は何が原因かお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

まず、住宅リフォーム事業についてでございますが、前回の議会においてもお答えをしましたが、平成24年度から木造住宅の耐震改修事業とまちなみ景観形成事業に取り組んでおります。住宅リフォーム事業の関連といたしまして、この2事業をさらに推進してまいりたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それじゃ、来年度の予算で耐震関係についてはどのぐらいの予算を配分、もしくは要求されようとしているのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 耐震化事業についてでございますが、耐震診断の補助を10件、耐震改修工事補助を5件、予定しております。

耐震改修工事補助につきましては、25年度は3件でしたので、26年度は前年度に比べ2件増となっております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 予算と聞いたんだから、できれば金額も教えてください。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 住宅耐震改修補助というのは、2分の1と3分の1がございまして、耐震診断の結果が点数であらわされまして、悪いところについては2分の1出るということで、基本が150万円ですので、2分の1で75万円の5件で計算しますと375万円になります。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 前に一般質問しているので恐らくそらでわかっていると思いますが、他の自治体での住宅リフォーム事業での効果倍率はどのぐらいだったのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 効果倍率と言いますと、補助金の額という解釈でよろしいのでしょうか。（発言する者あり）平成24年度の実績でいきますと、補助金が約4億円、事業費で55億円ということです。（「倍率」と呼ぶ者あり）

先ほどの数字を計算しますと10倍以上ということでもあります。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） また、前回の事業者についてお聞きしたところ、工事件数のほとんどを1社で請け負っていますが、事業者への不公平感はありませんでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（恵利 弘一君） 不公平感といいますか、本人の御希望ですので特に何も
ないと考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 不公平感があるんです。だからこそ質問してるんです。聞いている
から。

私がリフォームの効果倍率というのを聞いた一番大きな理由は、現在、高鍋町が行って
いる耐震の効果率と住宅リフォーム制度の効果率というのは違うんです。金額的に全然違
うんです。だから、件数が格段に違うんです。町民に幅広く、不公平感がなく、幅広く受
け入れられることなんです。

それから、11番の青木議員の答弁において、災害への予防に関して耐震をするんだと、
そういうのを予算としてやっていくんだということを言われました。でも、南海トラフの
ことから考えたら、浸水する可能性、これがあることを考えたときには、やはり私は今現
在あることのに関して、住宅リフォーム事業が最高に私はいい予算になるんじゃないかと思
うんですがいかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

今、住宅リフォームのほうが効率がいいんじゃないかという議員のお尋ねでございます
けど、私といたしましては、リフォームする住宅となりますと、ある程度の年数がたって
おるとしております。

ですから、耐震診断をしていただいたその後に住宅リフォームをやると、それにつけて
というのが一番ベターだと私は思って、そういった施策を取っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 同じところをぐるぐる回っていても仕方ありませんので。

子供の医療費について、年齢を上げることができない理由は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

子供の医療費助成対象の範囲拡大についてでございますが、これにつきましては当時お
答えをさせていただきましたとおり、国民健康保険における国の補助金の減額調整が現在
も行われております。また、追加財源が2,500万円程度必要となることから、今後も
現行制度を維持してまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 現行制度を維持していきたいという答弁なんですけれども、町長
は「子どもがにぎわうまちづくり」というのを政策に掲げておられます。それから考えた
とき、また少子化を視野に入れたときに、子供をいかに産み、育てていただく環境を整備
するかが、やはり「にぎわうまちづくり」につながっていくと私は考えますので、これは

課題として、町長自身が速やかに決断をしていただくことを要望したいと思います。

また、地域自治公民館から出されている要望への予算として、残りが答弁からいうとまだあと少し残っているようなんですけれども、予算は大体必要な財政はどれぐらいなのかとお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 先ほど町長が答弁しましたとおり、124件は実施済みというようなことでありますけれども、その中で対応困難という部分もありますので、額的には今のところ算出はしておりません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） したら、175件のうち、残りはもう対応できないと判断してるんですか。

131だったでしょ、さっき。124プラス7だったでしょ。残りが、だから131だから44件。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 先ほど、済みません、答えがあれですけども。

175件要望が出されまして、対応済みが124件あります。そして、対応が困難なものが11件ほど、それと予定なり、検討、経過観察っていうのが40件ほどございます。そういうことで進めております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） じゃ、その40件分について、大体どれぐらいの予算が必要かということを聞いているんです。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（吉岐 昌敏君） 金額としては先ほど申しましたとおり、把握をちょっとしておりません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） できれば早急に、せっかく調べてそれだけのことをちゃんとしてるわけですから、予算化のめどが立たないものについては早急な感じですぐ対応していく必要があるんじゃないかと思うんです。

だからこれについては、私はできるだけ早い段階に予算化できるものについては予算化をして、そして地域自治公民館へ必ず返答を早い段階でこれはしていただきたいと、要望したいと思います。

これから、また次は学校整備に、環境整備に対して、大規模改修となるのか。古い建物が多い段階で、屋上に手すりをつけたりして災害時の対応もできるようにしてこられた関係上、建てかえがあるのかどうかって、皆さんが非常に興味を持っておられる、関心を持っておられる事項なんです。だから、それがどうなるのかっていうことをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 大規模改修ということではなくて、長寿命化を図るために必要な改修を進めてまいりたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 今までも耐震化事業等を行ってきたわけですけど、残せる建物がまだあります。

それで次年度以降、残っている建物、東小学校にもまだ1棟あります。それと、西中学校と東中学校あります。そのようなもの、それと体育館等を年次的に行っていきたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 災害時対応ということも十分考えられますので、できるだけ早急に、これは計画を挙げていただいて、町長部局ともしっかりと話し合いをしていただいて頑張っていたきたいと思います。

そして、私が、先ほど青木議員も最後に申し上げましたけど、在日の大使にキャロラインさんがなられました。やはり、私たちは上杉鷹山公に関して、確かに高鍋で育っているわけではありませんけど、私たちがお願いできる可能性はしっかりとあると思いますので、できるだけ観光協会や全包围網でしっかりと対応していただき、高鍋町の環境整備が1日も早くそれによって進むことを期待して、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） これで中村末子議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○議長（山本 隆俊） 次に、2番、徳久信義議員の質問を許します。

○2番（徳久 信義君） 2番。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、防災についてであります。

避難勧告などの発令について。伊豆大島の大島町は台風26号が襲来し、368棟の家屋が被害を受け、死者32名が犠牲になっております。住民に避難勧告や避難指示を出しおらず、行政対応が被害を拡大させた可能性も大きいとの報道もあるようであります。

大島町によると「深夜1時、2時に勧告すれば被害が増幅する恐れがあると判断した」と伝えられていますが、群馬大学の片田教授は「夜にかけて状況が悪くなることは予想できた」と指摘した上で、「夜間は二次被害の危険性も高まり、街灯もない地域での避難誘導は困難さを増す。雨が激しくなって発令の検討を始めるのでは遅く、台風が本格襲来する前に早めに避難勧告を出すべきだった」と解説しておりますが、町長はどのようにお考えになるかお聞きします。

2番目に、BCP業務継続計画についてであります。

各課の進捗状況は、現在どのようになっているのかお伺いします。

次に、防災文化の情勢はであります。

防災に対する取り組みで、短日月のうちに身につくものではありません。持続が必要と考えます。

小学校5年、6年から中学3年生までになった防災意識は、子供たちにも終生命に刻まれ続けていくものと思います。10年たてば12歳の子供は22歳になり、さらに10年たてばそのほとんどが子供を産む世代になり、防災意識が継承されていくものと思います。

そして、この継承が防災という文化に醸成されると考えますが、町長、教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、献血についてであります。

大災害が発生するたびに、血液の不足が取り上げられ、血液の重要性が訴えられています。高鍋町では、3年前から町総ぐるみ献血運動が実施されております。どのように推移しているのかお伺いします。

以下、発言者席にて質問いたします。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

今回の伊豆大島の台風被害は、東京都を通じて気象庁から「尋常でない状況になる可能性がある」と、複数回にわたって連絡を受けながら、避難勧告や避難指示を出さず、また、職員の非常配備態勢も敷かなかったことが、被害を拡大させた大きな要因と指摘されております。

適切なタイミングで避難勧告、避難指示を発表して、住民の避難行動を促し、被害を最小限に食いとめることが地方自治体の責務であると考えております。

次に、BCPの進捗状況についてであります。大規模な災害が発生した場合において、業務が適切に継続できる体制をあらかじめ整えておくためには、BCPを策定しておくことは大変重要なことであると認識しております。

このため9月議会において、計画策定のための予算計上を行ったところでございますが、内閣府から県を通してBCPの策定支援を目的にセミナーを開催する旨の案内がございましたので、現在、予算の執行を保留しているところでございます。

セミナーの開催につきましては、県に確認を行ったところ、国において関係省庁との調整等に時間を要しており、現時点においてはセミナー開催の見通しが不透明とのことですので、今後の状況を見極めながら、計画策定について検討してまいりたいと考えております。

なお、上下水道課におきましては、特に上水道部門が町民にとっての重要なライフラインであることから、業務の優先順位、復旧手順を示した計画を策定中ではありますが、現在、見直しを行っております地域防災計画等との整合性について、十分な調整が必要であることから、本町の防災担当部門と継続して協議を行っているところでございます。

また、情報通信部門におきましては、総務省が示したガイドラインを踏まえ、宮崎県町村会で作成いたしました業務継続計画モデルを参考に、現在、策定作業を進めているとこ

ろでございます。

次に、防災文化についてであります。災害防止、あるいは被害を最小限に抑えるためには、みずからの身の安全はみずから守る自助、みずからの地域はみずからの地域住民で守る共助の取り組みが重要であり、町民一人一人の防災力、地域の防災力を高める取り組みが持続的に実施される必要があります。

このため、正しい防災知識の普及や次世代への防災教育、専門的な知識を持った人材の育成を推進してまいりたいと考えております。

次に、町総ぐるみ献血参加運動の推移についてでございますが、平成23年度から宮崎県赤十字血液センター、高鍋舞鶴ライオンズクラブ、高鍋町日赤奉仕団などの御協力のもと、毎年この運動に取り組んでいるところでございます。

初年度におきましては、受付者198人中153の方に献血いただいております。平成24年度につきましては、受付者217人中175の方に献血をいただきました。県内トップの献血者数となっております。平成25年度におきましても、受付者214人中176の方に献血をいただきまして、前年度の実績を上回ることができております。

この運動につきましては、全戸配布による広報だけでなく、宮崎県赤十字血液センターと高鍋舞鶴ライオンズクラブによります町内企業への協力依頼や新規協力企業開拓の取り組みにより、献血協力者の確保が図られているところでございます。

○議長（山本 隆俊） 教育長。

○教育長（萱嶋 稔君） 防災文化の醸成についての御質問でございますが、このような防災文化が定着していくためには、学校教育において防災に関する基礎教育が、避難訓練を中心として計画的に繰り返し行われることが重要であると考えております。

子供たちの発達段階ごとに必要な防災知識を身につけ、自他の生命を尊重し、災害発生時にみずから考え主体的に行動する態度や、支援者としての視点を育成する防災教育の充実を図ってまいりたいと考えます。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） まず最初に、避難勧告発令について、津波避難を除いた台風を含んだ風水害、土砂災害、高潮災害など、二、三日からの予想は現在の気象情報からできると考えますけども、どのように捉えておられるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 気象情報が減災への取り組みに大きな役割を果たすものであって、その精度は年々向上していると言われております。

しかしながら、ある程度の予想は可能でありまして、台風の進路や土砂災害の発生等を二、三日前に正確に予想することは、まだ若干困難であるというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 災害時に発令する避難指示、避難勧告など、空振りには許されても失敗は許されないという受け取り方があると思っておりますけども、どのようにお考えになりますか。

すか。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 尊い生命を災害から守る最善策は、早めに避難勧告、避難指示を発令することにあります、重要であると考えております。

また、その一方で避難勧告を出しても何も起こらないというようなことが続けば、勧告そのものの意義が軽くなるというような懸念も、指摘は一応片方ではされております。

避難勧告等の発令が空振りになっても、結果的に災害が発生しなくてよかったという意識を町民の皆様を持っていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 消防庁の統計によりますと、平成24年11月1日現在、市町村における避難勧告等の発令基準の策定状況で、宮崎県は水害の策定済みは15団体、土砂災害は12団体、高潮災害は4団体、津波避難は4団体となっているようですが、本町での水害、土砂災害、高潮災害、津波避難などの避難勧告の発令基準、これは作成しているのかお聞きします。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 避難情報には、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種類がございます。

避難準備情報の基準につきましては、水害については、河川の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位が上昇し、避難判断水位に達する恐れがあるとき等に。土砂災害におきましては、土砂災害にかかる大雨警報が発表された場合、宮崎県河川……。

済みません。本町に策定されているかということですが、平成24年5月に水害、土砂災害、それと高潮、津波災害に関する避難勧告等の発令基準を策定をしております。策定済みということです。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） その発令基準の内容、これをもう1回教えてください。（笑声）

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） もう一度、説明申し上げます。ちょっと長くなりますが。

避難情報には、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3種類がございます。

避難準備情報の基準は、水害につきましては、河川の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位が上昇し、避難判断水位に達する恐れがあるときということです。土砂災害等におきましては、土砂災害にかかる大雨警報が発表された場合、宮崎県河川砂防情報提供システム等の気象情報等によりまして、土砂災害の危険性が高くなったと認められたとき。高潮災害につきましては、台風の接近等と日向灘の満潮時刻との重なりによりまして、避難準備情報を発令することが必要と認められたときというふうになっております。津波につきましては、津波注意報が発表され、被害の発生する恐れがあるときを発令基準としております。

次に、避難勧告の基準ですが、水害につきましては、河川の水位が避難判断水位に達し、さらに水位が上昇し、氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。土砂災害におきましては、土砂災害警戒情報が発表された場合、個別の溪流、斜面の状況によりましては、県の河川砂防情報提供システム等による気象情報等により総合的に判断して、土砂災害の危険性が著しく高くなったというとき。高潮災害につきましては、台風の接近等と日向灘の満潮時刻との重なりによって、水位が計画高潮位に達したとき、かつさらに潮位が上昇していくというときでございます。津波につきましては、津波警報が発表されまして、被害の発生するおそれがあるときを発令基準をしております。

最後に、避難指示の基準でございますが、水害につきましては、河川の水位が氾濫危険水位に達したとき等ということ。土砂災害につきましては、土砂災害警戒情報が継続し、かつ降雨の状況によりまして、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき。高潮災害につきましては、高潮防災施設から越流、越えるというような状況になったときということになります。津波につきましては、大津波警報が発表されたときということで、それぞれ基準を定めております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） いろいろ基準があつて、数が多くて大変なんですけども。

例えば、町長が県外出張なんかで不在時ということで、突発的に災害が起こった場合、避難勧告の発令は、これは町長が庁舎に戻ったときに行うのか、もしくは副町長が行うのかということが出てくると思うんですけども、その場合誰が行うかという線引き、これはどういうふうにご考慮されておられますか。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 対応でございますが、町長不在時に突発的な災害が発生し、避難勧告等を発令する必要がある場合には、町長と連絡が取れるというときには町長の指示を受けて、勧告等を発令するということになります。

災害等によりまして、交通あるいは通信手段が途絶えまして連絡がとれないと、これあると思います。地域防災計画にも定めておるんですが、町長不在の場合の意思決定の代理順位といいますか、代理ということで第二位が副町長、その次、第三位ということで総務課長ということで規定をされております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） ここあたりは非常に微妙な連絡網というか、お互いのキャッチボールが非常に大事になってくると思いますので、そこあたりの連携は常日ごろから取っておいていただいたいというふうに思います。

次に、BCPの業務計画に移りたいと思います。

有事の際、本丸である庁舎の安全が保たれば業務継続が遂行できると考えますけども、庁舎の耐震性の向上、これは現在どのように進んでいるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 業務を継続していく上で、本庁舎の耐震化は最も重要なことだと考えております。

そのため、平成23年度に耐震診断を行いました。その結果、庁舎の2階と3階部分は適合しているということですが、1階部分が不適合と見なされております。

そこで、本年度耐震補強の実施設計を行いました。今回、25年度に耐震補強工事を実施する計画で進めております。耐震補強工事の概要といたしましては、1階の東側、税務課のところになりますが、外側の外壁の補強と、玄関口のピロティーですけど、壁のないところですが、あそこの部分の補強を行うということを予定しております。

済みません。工事は26年度です。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。そしたら、税務課のところの補強、そしてピロティーのほうはどういうふうな補強になるんですか。ピロティー、入口よ。補強の内容は。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 税務課のところは、外の東側の壁、そこに補強するということです。

ピロティー部分については、今、柱だけですので、あそこに壁を設置して、一応部屋といますか、壁を入れて補強していくというような形になります。全面、壁が入るような形になります。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） そこは、筋交いを入れんでいいんですか。あのまま壁をつくっても、私は強度は増さないと思いますよ。筋交いを入れんと。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。55分から始めたいと思います。

午後1時45分休憩

午後1時55分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。どうも済みません。ピロティの工事概要ですけど、西側のほうに耐震壁というのを設置するというので、上・下・横っていいですか、柱も含めてですから4面にアンカーを打って、完全にそこの部分を固定すると。そして、南北につきましても壁を設置して、壁を設置することでさらに補強が増すというような形の設計概要になっております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。じゃあ、その壁を取りつけるということで、強度はどんぐらい増すんですかね。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 地震力といいますか、それに建物がどれぐらい強度があるかというような基準を考慮する場合には、構造耐震指針という I s 値というのがありますが、それで先ほど2階、3階は適合していましたが申し上げたんですが、その部分が1階は0.447しかないというような判断、診断が出ておりました。

それで、今回そういう構造を補修することで丈夫にするということで、これあくまでも計画数値になるかと思うんですが、その I s 値を0.7以上にするという計画でこの設計が出されております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 強度が増すということですよ、でしょ。それで、この庁舎が丈夫になるということも、この継続計画の一翼だろうなというふうに思います。ほかの公的な建物は、そういった補強が早目に済んだんですけれども、一番大事な庁舎がおくれた理由ってというのは何ですか。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。理由としてあれですけど、こういう耐震構造というのは、それこそ昭和56年建築以前のものについては、それこそ基準が違うということで、それ以降のものについても、そういう適合してるといっていますが、予算等の限られた中で優先順位があったとあれですけど、子供の安全とかいうことで庁舎以外の公共施設、特に学校とかそこら辺から先に整備していくという計画であったもんですから、庁舎が後回しになったということで、理由になるのかわかりませんが、そういうことが経緯だと思います。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。屋上に太陽光発電、これが設置されておりますけども、能力的には何日分の電力、これが電力の場合蓄えるっちゃう言葉が適切かどうかちょっとわかりませんが、今蓄えられるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。太陽光は設置しておるんですが、この太陽発電につきましてうちの分については、備蓄の機能がないということで、ゼロということが回答になります。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。以前からこの停電となった場合に、自家発電ということの質問を何回となくしてきたんですけども、この太陽光というのは、この自家発電も兼ねるという捉え方でいいんですかね。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。本町の太陽光のこの発電設備につきましては、停電になると蓄電池がないというようなことから、太陽光発電の設備のパワー、何ていいますか、コンディショナーが停止するというようなことで、もう停電になると発電そのもの

ができないということにはなっております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。太陽光は太陽で発電しますよね。電力がとまる、電気がとまったら発電しないんですね。（発言する者あり）はあ、ちゅうことは、そういった災害時にはこの自家発電ということは、別途考えにやいかんということになるんですね。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。そういうことです。太陽が発電してる間は——照っている場合はしますし、停電でなければ動きますが、この庁舎内に上げたときについていますか、太陽光を発電設備を設置したときに、その蓄電の検討もしたんですが、まだそういうときにこういう太陽光用の蓄電のシステムがまだ構築されてなかったというのも、一つ理由があるんですが、今度また改築っていいですか、庁舎の耐震改修を行うと言いましたが、その中でいろいろ今度そういう部分の蓄電池の考えについては、まだ検討していく必要があるというふうには考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） それはもう同時並行ということで進められるわけですね。

東北の大震災で庁舎がなくなったというところも何箇所かあったみたいなんですけども、この庁舎が使えなくなった場合の代替施設、この確保、これはどういうふうな考え方で進んでいるんでしょうかね。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。本庁舎が使用不能に陥るほどの状況が発生したという想定した場合ですけど、同じ市街地っていいですか、近くに同様の状況になるというか、庁舎がつぶれるというような想定した場合には、それでももってるような施設があるかということになると、もう庁舎がつぶれたら全部つぶれるんじゃないかなという想定をひとつしております。

また県の津波想定、被害想定というのが出ましたが、一応庁舎につきましては、浸水の想定外ということになった関係もありまして、ある程度全庁的な状況を判断したのですが、もう庁舎にかわる代替施設の設置場所を決めるというのは、この庁舎の機能をそのまま災害対策本部とか、そういうことじゃないので、あくまでも同じような施設を代替施設というふう考えた場合については、ちょっと想定ができてないっていいですか、今のところ考えてないということでお答えになると思います。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 想定の話が出ましたが、釜石の子供たちの動きの中で、想定を信じるなというところから始まっちゃうわけですね。だから、そこあたりを現場でどういうふうな捉え方をするのか。確かに、ハザードマップでは私水除ですけども、水除のところまでだったら大体30センチから50センチぐらいだろうなんですね。

しかし、津波の30センチ云々っていっても、一番怖いんです。足をとられたら、もう

絶対動きがならん、起き上がることもできないという怖さ、そこあたりを考えて物事を進めていかないといけないのではないかなというのが、私は今度の東北の大震災の教訓であろうなというふうに思うんですね。そういったことで、これはまた後やります。

次いきます。継続計画で有事の際、そして有事が落ち着き平常に戻る一連の中で、大事なものは職員の思考力、そして思考に伴った行動力の育成、あるいは組織全体としての実践力を高めていくための総合的な訓練、取り組みが必要と考えますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。業務のその継続力っていいですか、それは継続してやっていくことで向上していくというふうに考えております。

その業務継続の体制の検討後に、教育とか訓練を実施していく必要もありますし、その結果を踏まえた体制、または計画を見直す、是正していくということ等によって、継続的にそういう業務継続体制というのは、向上させていくことが必要だというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 例えば、今は平常時ですよ。例えば1分先にそういった大災害がドーンと来たと。じゃあ、その災害、大きい災害が来た。じゃあ非常時になるわけじゃないですか。非常時の動きになると思うんですね。そこんところの切りかえ、これはどういふふうな判断のもとでそれを行うかということをお聞きしたい。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（森 弘道君） 総務課長。そのタイミングというとあれですけども、非常時体制になるという段階の要件としましては、大規模な地震が発生したという場合、それと その場合に町の災害対策本部が設置されるわけでございますけど、またその場合において、町内及び町の役場そのものにも甚大な被害が生じているという場合を想定してるというか、そういう場合が非常時体制の切りかえというふうになるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。そしたら、BCPの最後の質問ですけど、一応今までHUG、避難所運営ゲーム、これを水除はやりました。避難所の受け入れ訓練、これもやりました。そこで一番問題になったのが、大きい災害ですから、必ず死というものとの遭遇があると思うんですね。そういった場合、この遺体が入ってきましたよ、これどうしますか。この問題は必ず出てくると思うんです。そういった場合、この取り扱い、これはどういふふうにご検討いただいているのかお聞きします。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課長。お答えします。

遺体の取り扱いについてでございますが、大規模災害においては、多数の遺体をお預か

りすることになりますが、遺体の取り扱いにつきましては、高鍋町地域防災計画及び宮崎県地域防災計画に基づきまして、災害の状況に応じ適切な場所に安置所を設置し、遺体の尊厳及び人心の安定を最優先に、県及び関係機関と連携をとりながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。これも継続計画の中の一端かなというふうに思いますので、ここらあたりは本当に慎重に扱っていただきたいなという思いはしております。

じゃあ、次にいきます。11月6日に東小学校、9月10日に西小学校が津波避難訓練を行っております。それぞれ特色のある訓練だったと思いますけども、どのように捉えておられるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。小学校において行った訓練でございますが、訓練の意義を正しく理解させ、津波の恐ろしさや対応の仕方等を理解し、安全な避難ができるようになることというねらいをもって実施したものでございます。

東西小学校とも非常に有意義な訓練であったと考えております。特に、東小の津波避難訓練では、保護者も一緒になって農業高校の第2グラウンドまで避難をしていただきました。そして、引き渡し訓練までを実施しております。

訓練を通して避難場所までどれくらい時間がかかるのかといったことや、高学年児童と低学年児童の体力の差、あるいは避難の際には特に自動車などに気をつけなければならぬといったことが、目に見えてわかったところでございます。

このような課題を今後のまた防災マニュアル等を見直す際に反映させていきたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。この東小学校は保護者との合同での避難訓練、これをやったということなんですけども、この保護者に対する訓練、避難の訓練のメリット、これはどんなものが感じられましたか。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。避難訓練と授業参観をしていただいたわけです、保護者に対してですね。実際に避難訓練を体験していただくことで、防災意識の高揚につながったのではないかと考えております。津波に関する正しい知識や津波襲来時にとるべき行動に関する知識を子供に提供するだけでなく、保護者にも知っていただくことは非常に有意義であったものと考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。釜石での話になりますけども、片田教授を通して、子供たちには学校であったことを家に帰ってきょうはこういった訓練があったよ、きょうはこういった話があったよ、こういう話を必ず家に帰ったらしなさいということで、親とのコミ

コミュニケーションをそこから図っていったわけですね。

図って行って、その中で暗黙で災害が起こったら、「自分はここに逃げるから、お母さん、お父さん迎えに来なくていいよ、お父さん、お母さんは自分たちで逃げてね」という、このあうんの呼吸っていうんですかね、それが醸成されてきたということが言われております。

高鍋の場合、そういった訓練を行った日に、子供たちは親に対してそのことを報告なり、そういったことをしてるのか、そういった確認をとったことはございますでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。確認はしてはおりませんが、以前話を聞いたのがありますが、保護者、児童どこどこに避難をすると、私たちは避難をするというように話を話合ってるということは聞いたことがあります。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） ちょっと避難訓練で参考になるかちょっとわかりませんが、釜石東中学校と鶴住居小学校、これは地域的には高鍋西小と東中、そんぐらいの距離間隔なんですけども、まず2時46分、——3月11日ですね。地震が発生しました。2時50分から55分ごろにかけてもう避難を開始したということです。

小学校は屋上にまず上がった、3階です。中学校の場合は、もう既に避難非常階段からおりて動き始めて、避難場所に動き始めた。それで、小学校は3階に上がったけども、中学生が避難場所に向かって走ってるものですから、慌てておりて行って、そして合流して避難開始した。

2時55分から3時10分が第1次避難場所ですね。学校から大体700メートルぐらいの距離のところ。着いた、それでも危ないということで、第2次避難場所へと動くんです。3時10分には鶴住居地区に津波が上陸したと。だから、第1次避難場所へ行ったときには、もう津波が上がってきたわけですね。

これがグループホームということなんですけど、大体学校から700メートルの地点です。そこからこれは危ないということで、そこからまた逃げ始めた。それで、そこから400メートルぐらい走ったところがデイサービスのホームで、介護施設だったんですけども、そこに着いた。

そしたら、そこを着いたけども、津波の白い波が100メートル近くのところまで見えた。これじゃまた危ないということで、また子供たちが駆け始めた。人数として大体この学校が高鍋と同じぐらいの規模でしょうから五、六百人、それに地区の人たち、保育園、幼稚園の子供たちを中学生がおぶりながら逃げて行った。最終的には、900という近い人たちが逃げ始めたんですね。

その第2番目のデイサービス、介護施設に逃げたけども、さっき言ったように津波が見えてきたので、そこから500メートルまた一生懸命走ったわけです。標高45メートルのところに逃げて津波から逃れた。津波が地震発生2時46分なんですけども、3時

30分にその峠に着いた。その間45分です、逃げる時間が。

その間に子供たちはもう一生懸命逃げる。自分たちだけならいいけども、近所のおじさん、おばさんたちも子供たちが逃げる姿を見て逃げる。子供を抱いて逃げる。そういった大きいこの避難をやってくれたのがこの釜石の鶴住居の子供たちであったということなんですね。

これが何でできたかということは、さっきも言いましたように、家庭の中でのコミュニケーション、これを取りながらやった。津波が起こったときに自分の自宅に帰った子供もおりまして、当然。この子供たちは、「おじいちゃん、おばあちゃん逃げよう」つつつてもなかなか逃げなかった。しかし、もう泣いてわめいてやっと子供たちもそのおじいちゃん、おばあちゃんを避難場所まで引っ張って行った。その子供たちは、おじいちゃん、おばあちゃんの命も救つとるわけですね。そういった捉え方の訓練というのが、私は必要なのかなというふうに思います。

それで、そういった流れの中で子供たちは1,600メートルだから走ってます、学校から避難所まで。最後はもう45メートルの避難所で、相当急な坂です。そこを走り抜けて行ったということです。だから、この45分というのが私は一つの勝負かなと見たんですね。

高鍋の場合は、東小からこの農高のグラウンドまでちょっと2.5キロぐらいあるんじゃないでしょうかね。そこまで走って逃げるか、また逃げさせなきゃいけないのかということがあると思うんですね。さっき言いましたように、30センチであっても足をとられれば、津波の場合は助からない命になるということを考えて、今後の避難訓練なりそういったことを取り組む必要が要るのではないのかなというふうに思います。

それで、この保護者への防災教育ということですけども、参観日とかPTA総会のときにそういった時間を通して、保護者に対する防災教育ということも考えていかなきゃいけないのかなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。津波に関する正しい知識を親子間、あるいは家庭で共有していただくためにも、保護者への防災教育は大変重要だと考えております。

先ほども申しましたように、東小学校では11月6日の参観日において全学級で学級活動の時間でやったわけですけど、地震、津波の避難の仕方についての授業を参観していただきました。その後、児童、保護者とともに避難訓練、引き渡し訓練を実施しております。

今後は、ほかの学校もこのような取り組みについてぜひやっていただくように進めてまいりたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。じゃあ、子供たちをただ頭で教えるということじゃなくて、実際に自分たちでいろんなことを経験させるという必要があると思うんですけども、災

害図上訓練、これは小学校、中学校で行われておりますかね。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。実際行ったことは今ありません。まだありません。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。その釜石では、子供たちも図上訓練もさることながら、子供たちの自身で自分の住んでる地域のハザードマップ、避難経路、これを子供たちにつくらせた。つくることによって、自分の意識の中にカチッとハマるんですね。そういったことも必要ではないのかなというふうに思いますけども、そこあたりいかがですか。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。今議員がおっしゃるように、ハザードマップづくりなどを通して子供の目線から地域の危険箇所、災害危険箇所等を学びまして、災害時の判断する力、行動する力を育てることはとても大切なことだと思っております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。これは確実にやっていただきたいというふうに思います。

宮崎の港小学校ありますよね。そこでは抜き打ちで避難訓練、これを行っておりますけども、高鍋では考えられませんか。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。港小学校、宮崎のほうですね。が抜き打ちで避難訓練を行ったということではありますが、事前に子供たちに知らせずに行う形での避難訓練については、確かに実践的な訓練だと考えます。今後実施可能かどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。次に、献血に移ります。

献血は、現在男性が17歳、女性が18歳からというふうになっております。町として献血運動を持続させるために、小学校からの献血の重要性、これを教えることが私は必要と考えますけども、この献血ということに関して授業としてどういうふうな内容で取り組んでおられるのか、お伺いします。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。献血に関する授業ではありますが、小学校ではまだ取り組んでおりません。中学校においては、2年生の理科の授業で血液に関する学習を行う際に、献血についても触れ、献血の仕方や集まった血液の利用方法、血液の不足により若い世代の協力が必要であることなどについての学習をしております。

○議長（山本 隆俊） 2番、徳久信義議員。

○2番（徳久 信義君） 2番。最後になりますけども、献血を通して人を救うという思想を保護者に啓発する取り組みが必要かなというふうに思います。また、これが一つの防災

という観点から捉えるのであれば、その醸成につながるのかなというふうに私は確信しておりますけども、町長、教育委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

献血は、血液が必要な方の大切な命を救うことができ、また医療を支える上でも大変重要なことであると認識しております。献血の理解促進、啓発活動は、防災文化の定着を図るためにも一つの方法であると考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 教育委員長。

○教育委員長（黒木 知文君） 教育委員長。献血の必要性などを理解し、関心を持ってもらうことはとても大切なことだと考えております。

命の相互扶助やボランティア活動といった観点から考えますと、献血も防災文化定着のための方向性のひとつではないかと思っております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） これで徳久信義議員の一般質問を終わります。

○議長（山本 隆俊） お諮りします。本日の会議はここまでとし、黒木正建議員からの一般質問は17日に延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

午後2時30分延会
